

○上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程

平成12年3月30日

告示第77号

改正 平成14年11月28日告示第253号

平成16年9月30日告示第276号

平成17年3月31日告示第191号

平成17年12月28日告示第796号

平成18年11月24日告示第674号

平成20年1月11日告示第5号

平成20年12月16日告示第604号

平成23年7月25日告示第316号

平成23年12月14日告示第506号

平成25年12月13日告示第490号

平成27年3月31日告示第130号

平成27年9月24日告示第500号

上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程を次のように定め、平成12年4月1日から実施する。

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)

第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、本市が行う建設工事に係る測量、調査、設計等の業務の委託について一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議(以下「入札等」という。)に参加する者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程の対象とする建設工事に係る測量、調査、設計等の業務(以下「建設コンサルタント等業務」という。)の種類は別表の左欄に、それぞれの業務の内容は同表の中欄に、それぞれの資格審査を受けることができる者は同表の右欄に定めるとおりとする。

(入札等に参加することができる者)

第3条 入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める者のうち資格審査を受けて参加資格を認められたもの及び参加資格を認められた者の参加資格を承継した者とする。

(1) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者

- (2) 一般競争入札により契約を締結しようとする場合で当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る建設コンサルタント等業務についての経験若しくは技術的適性の有無等に関し、市長が定める資格を有しない者
- (3) 指名競争入札及び随意契約に関し指名停止の措置を受け、当該指名停止の期間を経過していない者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者（以下単に「役員」という。）をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 法人であって、ウからオまでのいずれかに該当する役員があるもの

（参加資格の審査の申請）

第4条 参加資格の審査を受けようとする者は、建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 技術職員調書
- (2) 営業所一覧表
- (3) 納税状況の調査に関する承諾書（本市に住所又は営業所等を有しない者にあつては、所得税又は法人税の納税証明書）
- (4) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（参加資格の審査の申請期間等）

第5条 参加資格の審査の申請の種類は、定期申請及び随時申請とし、それぞれ次に定める申請期間に申請を行わなければならない。

(1) 定期申請 平成19年及び平成22年並びに同年から2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の10月1日から11月30日まで。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(2) 随時申請 随時

（参加資格の審査）

第6条 市長は、参加資格の審査の申請があったときは、これを審査し、参加資格があると認めるときは、入札参加資格者名簿に登載するとともに、申請者に通知するものとする。

（参加資格の有効期間）

第7条 参加資格の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 定期申請 定期申請年の4月1日から次回の定期申請年の3月31日まで

(2) 随時申請 入札参加資格者名簿に登載された日から次の定期申請年の3月31日まで

（参加資格の承継）

第8条 市長は、参加資格の認定を受けた者に営業譲渡、事業譲渡、合併又は相続があった場合で営業譲渡、事業譲渡、合併又は相続を受けた者が営業又は事業の全部又は一部を承継したと認めるときは、当該営業又は事業を承継した者が同一の種類の建設コンサルタント等業務の参加資格者である場合を除き、当該者に参加資格を承継させることができる。

2 前項の規定により資格の承継を受けようとする者は、建設コンサルタント等業務入札参加資格承継申請書（第2号様式）に次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添えて市長に申請しなければならない。

(1) 営業譲渡、事業譲渡、合併又は相続の事実を証する書面

(2) 営業若しくは事業の譲受人又は相続人の経歴書（法人の場合にあっては、営業譲渡又は事業譲渡を受け、又は合併により存続し、若しくは新設された法人の役員の経歴書）及び概要調書

(3) 法人の場合にあっては、登記事項証明書

(4) 個人の場合で本市の住民基本台帳に記録されていない者にあっては、住民票

(5) 技術者経歴書

(6) 営業所一覧表

(7) 暴力団等の排除に関する誓約書

3 第6条の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

（変更の届出）

第9条 参加資格の認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったとき又は営業所等の

新設若しくは廃止があったときは、直ちに変更届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所等の名称、所在地又は電話番号
- (3) 法人の代表者の氏名
- (4) 代理人の氏名
- (5) 別表の右欄に規定する登録に係る登録部門
(廃業等の届出)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、直ちに廃業等届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 個人で参加資格の認定を受けた者が死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併その他の理由により消滅し、又は解散したとき その役員であった者、破産管財人又は清算人
- (3) 営業の全部を廃止したとき 個人の場合は当該個人、法人の場合はその役員
- (4) 別表の右欄に定める者に該当しなくなったとき 同欄に定める者であった者
- (5) 参加資格の辞退をしようとするとき 参加資格の認定を受けた者
(参加資格の取消し)

第11条 市長は、参加資格の認定を受けた者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の参加資格の認定を取り消すものとする。

2 市長は、参加資格の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格の認定を取り消すことができる。

- (1) この規程の規定により提出した書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があったとき。
- (3) 第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第9条の規定による届出をしなかったとき。
(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(適用区分)

1 上越市建設工事入札参加資格審査規程及び上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程の一部を改正する規程（平成25年上越市告示第490号。以下「改正規程」という。）第2条の規定による改正後の上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格審

査規程の規定は、平成26年4月1日以後に名簿に登載する者に係る資格について適用し、同日前に名簿に登載する者に係る資格については、なお従前の例による。

(平成24年度及び平成25年度の参加資格の特例)

2 平成24年度及び平成25年度の参加資格の審査の申請期間に関する改正規程第2条の規定による改正前の上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程第5条第1号の規定の適用については、同号中「平成19年及び平成22年並びに同年から2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の1月15日から2月14日まで」とあるのは、「平成23年12月15日から平成24年2月14日まで」とする。

3 平成24年度及び平成25年度の参加資格の有効期間に関する改正規程第2条の規定による改正前の上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程第7条第1号の規定の適用については、同号中「定期申請年の4月1日から次回の定期申請年の3月31日まで」とあるのは「平成24年4月1日から平成26年3月31日まで」とする。

改正文（平成14年告示第253号）抄

平成14年12月1日から実施する。

改正文（平成16年告示第276号）抄

平成16年10月1日から実施する。

改正文（平成17年告示第191号）抄

平成17年3月31日から実施する。

改正文（平成17年告示第796号）抄

平成17年12月28日から実施する。

改正文（平成18年告示第674号）抄

平成18年12月1日から実施する。

改正文（平成20年告示第5号）抄

平成20年1月15日から実施する。

改正文（平成20年告示第604号）抄

平成20年12月16日から実施する。

改正文（平成23年告示第316号）抄

平成23年7月25日から実施する。

改正文（平成23年告示第506号）抄

平成23年12月15日から実施する。

改正文（平成25年告示第490号）抄

平成25年12月13日から実施する。

改正文（平成27年告示第130号）抄
平成27年4月1日から実施する。

改正文（平成27年告示第500号）抄
平成27年10月1日から実施する。

別表（第2条、第3条、第9条、第10条関係）

業務の種類	業務の内容	資格審査を受けることができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する調査、企画、立案若しくは助言	建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者又は当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査	地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者又は当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務	補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者又は当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	建築物の設計にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者、建築設備の設計にあつては建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）、登録建築設備士を有す

		る者又は建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量及び申請手続	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者又は土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第1項に規定する不動産の鑑定	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（CBR試験）	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に関連する業務で上記以外のもの	当該業務の営業実績を有する者

第1号様式（第4条関係）

建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書（ 定期・随時 ）

において、上越市で行う測量・建設コンサルタント等業務に係る入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

(宛先) 上 越 市 長

申請者

法人の場合は、商号又は
名称及び代表者の氏名

㊟

(新規 ・ 継続)

フリガナ

商号又は名称	
代表者の職名	
代表者の氏名	
都道府県・ 市区郡町村名	
所在地	
郵便番号	—
電話番号	
FAX番号	

自己資本額		千円
営業年数		年
技術職員数		人
事務職員数		人
その他職員数		人

契約検査課受付印欄

--

申請書記入者

電話番号

第2号様式(第8条関係)

*受付番号						
-------	--	--	--	--	--	--

建設コンサルタント等業務入札参加資格承継申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

住所(所在地)
商号又は名称
氏名(代表者氏名) ㊟

の営業又は事業に係る権利義務の(全部・一部)を承継し、貴市の建設コンサルタント等業務の委託の入札に参加したいので、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 被承継人の住所(所在地)及び商号又は名称(氏名)

2 承継した入札参加資格の業種(部門)

3 承継年月日 年 月 日

4 承継の理由

*印欄は、記載しないこと。

第3号様式(第9条関係)

*受付番号					
-------	--	--	--	--	--

変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所(所在地)
商号又は名称
氏名(代表者氏名) ㊟

建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書及び添付書類に記載した事項について次のとおり

- (1) 商号又は名称の変更
- (2) 営業所等の名称、所在地又は電話番号の変更
- (3) 法人の代表者氏名の変更
- (4) 代理人の氏名の変更
- (5) 参加資格に係る登録部門の変更
- (6) 営業所等の新設又は廃止

があったので届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

添付書類

- (1) 商号又は名称の変更の場合は、登記事項証明書又はその写し(法人の場合に限る。以下同じ。)
- (2) 営業所等の名称又は所在地の変更の場合は、登記事項証明書又はその写し
- (3) 法人の代表者氏名の変更の場合は、登記事項証明書又はその写し
- (4) 代理人の氏名の変更の場合は、新たな代理人に対する委任状
- (5) 参加資格に係る登録部門の変更の場合は、登録証明書その他変更の内容を証する書類
- (6) 営業所等の新設又は廃止の場合は、新設又は廃止の状況を明らかにする書類

*印欄は、記載しないこと。

第4号様式(第10条関係)

*受付番号					
-------	--	--	--	--	--

廃業等届出書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所(所在地)
商号又は名称
氏名(代表者氏名)



次のとおり 廃業した 入札参加資格を辞退する
ので届け出ます。

- 1 届出事由 死亡・合併・廃業
 - (1) 参加資格者の死亡
 - (2) 参加資格者の解散
 - (3) 参加資格の喪失
喪失した入札参加資格の業種(部門)
 - (4) 辞退
辞退する入札参加資格の業種(部門)

- 2 届出事由発生年月日
年 月 日

*印欄は、記載しないこと。

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第10条関係）